# 主 文

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

### 理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

## 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁 決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社に入社し、会社A営業所に所属し、会社B営業所に駐在し、同営業所の営業車を使用して営業活動を行っていたところ、平成〇年〇月〇日午後11時頃、出張先の市内のホテルにおいて、左手足に力が入らない状態となり転倒したため、大学病院に救急搬送され、同病院で検査の結果、「右被殻出血」(以下「本件疾病」という。)と診断された。以後入院及び通院加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ(症状固定)となった。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し 休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事 由によるものと認め、給付基礎日額を○円として同給付を支給する旨の処分をし た。

請求人は、同処分に係る給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、同処分を取り消す旨の決定をしたので、監督署長は、給付基礎日額を〇円に変更し、改めて休業補償給付を支給する旨の処分をするとともに、後続して請求された休業補償給付についても変更後の給付基礎日額をもって支給する旨の処分をした。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級第2級の2に該当するものと認め、給付基礎日額を○円として同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分(以下「本件処分」という。)をした。

請求人は、本件処分に係る給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、これを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、障害補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署 長において算出した○円を超えるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法(昭和22年法律第49号)第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同法第12条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきものと思料する。
- (2) 監督署長は、請求人の本件疾病の業務上外を判断するに当たり、厚生労働省 労働基準局長が定めた「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するもの

- を除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063 号)に基づき、請求人の発症前3か月間の時間外労働時間数について、勤務管理表、請求人の意見書・手帳等、警備記録、高速道の入退場記録、ETC使用料金・距離記録、運転月報、運転記録、旅費精算書により、1か月前86時間1分、2か月前84時間50分、3か月前13時間10分と認定していることが認められる。
- (3) 一方、監督署長は、本件処分に係る給付基礎日額の算定においては、各日の始業及び終業時刻を明確に特定する客観的な資料がないこと、並びに出張中は所定労働時間勤務したものとみなすとする就業規則第45条及び出張の往路、帰路又は出張先間の移動時間は時間外労働及び休日労働の取り扱いをしないとする同第46条の規定が存在することを理由に、各日の所定労働時間を超える時間外労働についてはこれを含めないこととし、休日における出張先から出張先ないしは営業所への移動についても休日労働とは認めないこととしている。その結果、監督署長は、請求人の発症直前の賃金締切日から3か月間の時間外労働及び休日労働時間数について、1か月前48時間、2か月前9時間、3か月前8時間と認定していることが認められる。
- (4) 当審査会においては、監督署長が本件疾病の業務上外を判断する際に認定した各日の労働時間と給付基礎日額の算定を行う際の各日の労働時間を異なるものと判断した経緯について検討したが、後者において、始業時刻と終業時刻を特定する客観的な資料がないとの理由は、前者の認定時間を否定する根拠となるとは判断できず、また、請求人自身が営業車を運転し、出張先から出張先ないし営業所へ戻る移動時間を労働時間とみなさないとする取扱いについても、労働時間の概念として違法性が疑われるものであり、同内容を定める就業規則の規定を根拠として時間外労働又は休日労働とはみなさないとする判断は、疑問なしとされないものである。
- (5)以上の理由から、当審査会としては、請求人の障害補償給付に係る給付基礎 日額は、監督署長が本件疾病の業務上外を判断する際に認定した各日の労働時 間を基礎として算定されるべきと思料するところであり、監督署長においては、 調査を尽くし、なお疑義がある場合については、その理由を付して妥当な給付 基礎日額を算定すべきであると判断する。
- (6)以上のとおり、本件においては、監督署長により算定された請求人の障害補

償給付に係る給付基礎日額は、時間外労働及び休日労働に対する割増賃金が正 しく算入されていないと判断しうる点において妥当ではなく、これを加算する 処理を行うと、本件処分に係る給付基礎日額である○円を超えることは明らか である。

3 以上のとおりであるので、監督署長の本件処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。